

2023年12月

*Mizuho Global InfoStation*

# SGR Japan Practice Legal Alert

## —米国法務トピックス—

### ～企業透明化法（Corporate Transparency Act）の発効に向けて —実質的所有者情報（BOI）報告要件の概要—～

作成：Smith, Gambrell & Russell (SGR)法律事務所 日本チーム  
弁護士 小島 清顕 / 弁護士 猪子 晶代 / 交換弁護士 白水 真祐  
発行：株式会社みずほ銀行 国際戦略情報部



©2023 株式会社みずほ銀行

- ・本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- ・本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- ・本資料の情報は、みずほ銀行（以下“当行”）が作成元より提供を受けており、著作権は原則として作成元に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- ・本資料記載の情報は、作成元が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行及び作成元は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。

## 企業透明化法（Corporate Transparency Act）の発効に向けて ～実質的所有者情報（BOI）報告要件の概要～

スミス・ガンブレル・ラッセル法律事務所

2023年12月現在

米国の連邦法である企業透明化法（Corporate Transparency Act: 以下「CTA」）（2021年1月1日制定）および関連する規則（第2項参照）が2024年1月1日に発効されました<sup>1</sup>。下記詳述のように、米国で設立された企業の多くが2025年1月1日までに同法に基づくファイリングを義務付けられることとなります。

同法は、合衆国法典第31編53章II章（31 U.S.C. Chapter 53, Subchapter II）に「実質的所有者情報報告要件」（Beneficial Ownership Information Report Requirement: 以下「BOI 報告要件」）と題する第5336条を追加することにより、銀行秘密保護法（Bank Secrecy Act: BSA）を改正するものです<sup>2</sup>。当該要件により、後述する報告会社（Reporting Company）は、米国財務省の金融犯罪捜査ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network: 以下「FinCEN」）に対する実質的所有者情報（Beneficial Ownership Information: 以下「BOI」）の報告を義務付けられます。

各社における報告会社該当性の確認およびBOI報告の準備にご活用いただくため、本稿では、CTA制定の背景（第1項）および関連する規則・ガイダンス等（第2項）を紹介した上で、報告会社の範囲（第3項）、BOI報告の期限・方法（第4項）、初回報告の内容（第5項）、実質的所有者の判断枠組み（第6項）、および報告義務違反に対する罰則（第7項）について解説いたします。

### 1. CTA 制定の背景

CTAが制定された背景について、同法第6402条では、マネー・ロンダリングやテロ資金供与等の不正な取引が、その摘発を免れるために様々な管轄区域をまたぐいくつもの法人組織を介して行われている実態に鑑み、各州法に基づいて設立された事業体のBOIを収集するため、法人設立実務について明確な連邦基準を設定する連邦法が必要である旨が述べられています<sup>3</sup>。CTAおよび関連する

<sup>1</sup> CTAは、2021年1月1日、2021会計年度国防授權法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021: NDAA）の第64章として制定されました。[Public Law 116-283](#), 143 STAT. 4604-25, § § 6401-03.

<sup>2</sup> [31 U.S.C. § 5336](#) (Beneficial Ownership Information Reporting Requirements).

<sup>3</sup> [Public Law 116-283](#), 143 STAT. 4604-05, § 6402.

規則により報告会社に BOI 報告を義務付け、収集された BOI を安全な非公開のデータベースに格納することにより、国家安全保障、諜報活動、法執行機関および連邦規制当局にとって有用性の高いデータベースを構築することが目指されています

## 2. 規則・ガイダンス等

CTA 制定後、FinCEN より同法の実施に関する 3 つの規則案が公表され、それぞれ以下のとおり最終規則が制定されました（いずれも 2024 年 1 月 1 日発効）。

- BOI 報告要件に関する規則（2022 年 9 月 30 日制定）<sup>4</sup>
- BOI 報告における FinCEN 識別子の利用に関する規則（2023 年 11 月 8 日制定）<sup>5</sup>
- 2024 年に設立または登録された報告会社の BOI 報告期限の延長に関する規則（2023 年 11 月 30 日制定）<sup>6</sup>

また、ガイダンス等として、FinCEN より以下の出版物が公表されています。

- 小規模事業者向けのコンプライアンス・ガイド<sup>7</sup>
- BOI 報告に関するよくある質問<sup>8</sup>
- パンフレット：BOI 報告入門（Brochure: An Introduction to BOI Reporting）、BOI 報告の期限（BOI Reporting Filing Dates）、BOI 報告に関する主要な質問（BOI Requirements Key Questions）に係るクイック・レファレンス<sup>9</sup>

以上のリソースを含む BOI 報告要件に関する最新情報については、FinCEN の公式ウェブサイト（[www.fincen.gov/boi](http://www.fincen.gov/boi)）からご確認いただけます。

## 3. 報告会社の範囲

---

<sup>4</sup> Beneficial Ownership Information Reporting Requirements, [87 Fed. Reg. 59,498](#) (Sep. 30, 2022) (to be codified at [31 C.F.R. § 1010.380](#)).

<sup>5</sup> Use of FinCEN Identifiers for Reporting Beneficial Ownership Information of Entities, [88 Fed. Reg. 76,995](#) (Nov. 8, 2023) (to be codified at [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(4\)\(ii\)](#)).

<sup>6</sup> Beneficial Ownership Information Reporting Deadline Extension for Reporting Companies Created or Registered in 2024, [88 Fed. Reg. 83,499](#) (Nov. 30, 2023) (to be codified at [31 C.F.R. § 1010.380\(a\)\(1\)](#)).

<sup>7</sup> FinCEN, [Small Entity Compliance Guide Ver. 1.1](#) (Dec. 2023).

<sup>8</sup> FinCEN, [BOI Reporting Frequently Asked Questions](#) (Last updated Dec. 12, 2023).

<sup>9</sup> FinCEN, [Quick Reference](#) (Dec. 2023).

BOI 報告要件の対象となる**報告会社 (Reporting Company)** は、以下の国内報告会社 (Domestic Reporting Company) または外国報告会社 (Foreign Reporting Company) をいうものと定義されています<sup>10</sup>。

**a. 国内報告会社**：以下のいずれかの事業体。

- (i) 法人 (Corporation)
- (ii) 有限責任会社 (Limited Liability Company)
- (iii) 州もしくはインディアン部族 (Indian Tribe) の法律に基づき、州務長官もしくは類似の機関に書類を提出することにより設立された事業体

**b. 外国報告会社**：法人、有限責任会社、またはその他の事業体で、外国の法律に基づいて設立され、かつ、州もしくはインディアン部族の法律に基づき、州務長官または同等の機関に書類を提出することにより、州または部族の管轄区域で事業を行うため登録された事業体。

このように報告会社の定義は広汎ですが、免除事由 (Exemption) として、以下の 23 項目が定められています<sup>11</sup>。

#### <免除事由の一覧>

| No. | 免除事由の名称および内容   |
|-----|--|
| 1   | 証券発行体 (Securities Reporting Issuer)：以下のいずれかの証券発行体。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1934 年証券取引所法第 12 条 (15 U.S.C. § 78I) に基づいて登録された証券クラスの発行体</li> <li>• 1934 年証券取引所法第 15 条(d) (15 U.S.C. § 78o(d)) に基づいて補足情報および定期情報の提出を義務付けられている発行体</li> </ul> |
| 2   | 政府当局 (Governmental Authority)：米国、インディアン部族、州、州の政治的下部組織、または 2 つ以上の州の州間協定に基づいて設立された事業体で、米国、インディアン部族、州、または政治的下部組織を代表して政府権限を行使するもの。   |
| 3   | 銀行 (Bank)：以下のいずれかに定義される銀行 <sup>12</sup> 。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連邦預金保険法第 3 条 (12 U.S.C. § 1813)</li> <li>• 1940 年投資会社法第 2 条(a) (15 U.S.C. § 80a-2(a))</li> <li>• 1940 年投資顧問法第 202 条(a) (15 U.S.C. § 80b-2(a))</li> </ul>            |
| 4   | 信用組合 (Credit Union)：連邦信用組合法第 101 条 (12 U.S.C. § 1752) に定義される連邦信用組合または州信用組合。  |

<sup>10</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(c\)\(1\)](#).

<sup>11</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(c\)\(2\)](#).

<sup>12</sup> 国立銀行 (National Bank) と州立銀行 (State Bank) の双方が含まれます。 [12 U.S.C. § 1813\(1\)\(A\)](#).



|    |  |
|----|--|
| 5  | 預金機関持株会社 (Depository Institution Holding Company) : 1956 年銀行持株会社法第 2 条 (12 U.S.C. § 1841) に定義される銀行持株会社、または米国住宅貸付法第 10 条 (a) (12 U.S.C. § 1467a(a)) に定義される貯蓄貸付持株会社。   |
| 6  | マネーサービス業 (Money Services Business) : 31 U.S.C. § 5330 に基づき FinCEN に登録された資金移動業、および 31 C.F.R. § 1022.380 に基づいて FinCEN に登録されたマネーサービス業 <sup>13</sup> 。   |
| 7  | 証券ブローカーまたはディーラー (Broker or Dealer in Securities) : 1934 年証券取引所法第 3 条 (15 U.S.C. § 78c) に定義されるブローカーまたはディーラーで、同法第 15 条 (15 U.S.C. § 78o) に基づいて登録されているもの。   |
| 8  | 証券取引所または清算機関 (Securities Exchange or Clearing Agency) : 1934 年証券取引所法第 3 条 (15 U.S.C. § 78c) で定義されている証券取引所または清算機関で、同法第 6 条または第 17A 条 (15 U.S.C. § § 78f, 78q-1) に基づいて登録されているもの。   |
| 9  | その他の取引所法登録事業体 (Other Exchange Act Registered Entity) : 免除事由 No. 1, 7, または 8 に記載されていない、1934 年証券取引所法 (15 U.S.C. § 78a 以下) に基づいて証券取引所に登録されているその他の事業体。   |
| 10 | 投資会社または投資顧問 (Investment Company or Investment Adviser) : 以下のいずれかの事業体。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1940 年投資会社法第 3 条 (15 U.S.C. § 80a-3) に定義される投資会社、または 1940 年投資顧問法第 202 条 (15 U.S.C. § 80b-2) に定義される投資顧問会社。</li> <li>• 1940 年投資会社法 (15 U.S.C. § 80a-1 以下) または 1940 年投資顧問法 (15 U.S.C. 80b-1 以下) に基づいて証券取引委員会に登録されている事業体。</li> </ul> |
| 11 | ベンチャーキャピタルファンド顧問 (Venture Capital Fund Adviser) : 以下のいずれかの投資顧問。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1940 年投資顧問法第 203 条(l) (15 U.S.C. § 80b-3(l)) に記載されている。</li> <li>• フォーム ADV のパート 1A の項目 10、スケジュール A およびスケジュール B、またはその後継を証券取引委員会に提出している。</li> </ul>   |
| 12 | 保険会社 (Insurance Company) : 1940 年投資会社法第 2 条 (15 U.S.C. § 80a-2) に定義される保険会社。  |
| 13 | 州認可保険プロデューサー (State-Licensed Insurance Producer) : 州により認可され、州の保険コミッショナーまたは類似の当局もしくは機関による監督を受ける保険プロデューサーで、米国内の物理的な事業所で事業を行っている事業体 <sup>14</sup> 。   |

<sup>13</sup> マネーサービス業については [31 C.F.R. § 1010.100](#)(ff)において定義されています。

<sup>14</sup> 「米国内の物理的な事業所で事業を行っている」とは、事業体が所有または賃借している、他の非関連事業体の事業所とは物理的に区別される米国内の物理的な場所で、事業体が定期的に事業を行っていることをいうものとされています。 [31 C.F.R. § 1010.380](#)(f)(6)。

|    |  |
|----|--|
| 14 | <p>商品取引所法登録事業者（Commodity Exchange Act Registered Entity）：以下のいずれかの商品取引所法登録事業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品取引所法第 1a 条（7 U.S.C. § 1a）に定義される登録事業者。</li> <li>商品取引所法第 1a 条（7 U.S.C. § 1a）に定義される先物取引業者、仲介ブローカー、スワップ・ディーラー、主要スワップ参加者、商品プールオペレーター、または商品投資顧問、または商品取引所法第 2 条(c)(2)(B)（7 U.S.C. § 2(c)(2)(B)）に記載される小売外国為替ディーラーで、商品取引所法に基づいて商品先物取引委員会に登録されているもの。</li> </ul> |
| 15 | <p>会計事務所（Accounting Firm）：2002 年サーベンス・オクスリー法第 102 条（15 U.S.C. § 7212）に基づいて登録された公認会計士事務所。</p>   |
| 16 | <p>公益事業（Public Utility）：26 U.S.C. § 7701(a)(33)(A)に定義される規制公共事業で、米国内で電気通信サービス、電力、天然ガス、上下水道サービスを提供する事業者。</p>   |
| 17 | <p>金融市場ユーティリティー（Financial Market Utility）：2010 年支払・清算・決済監督法第 804 条（12 U.S.C. § 5463）に基づいて金融安定監視評議会が指定する金融市場ユーティリティー。</p>   |
| 18 | <p>プール型投資ビークル（Pooled Investment Vehicle）：免除事由 No. 3, 4, 7, 10, または 11 に記載される者が運営または顧問するプール型投資ビークル<sup>15</sup>。</p>  |
| 19 | <p>免税事業者（Tax-Exempt Entity）：以下のいずれかの免税事業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1986 年内国歳入法第 501 条(c)に記載され（同法第 508 条(a)を考慮せずに決定される）、同法第 501 条(a)に基づいて免税される団体。ただし、同法第 501 条(c)から削除され第 501 条(a)に基づいて免税されなくなった場合は、免税されなくなった日から 180 日間は免税される団体とみなす。</li> <li>同法第 527 条(e)(1)に定義される政治団体で、同法第 527 条(a)に基づき免税されるもの。</li> <li>同法第 4947 条(a)の(1)または(2)に記載されている信託。</li> </ul>        |
| 20 | <p>免税事業者の支援事業者（Entity Assisting a Tax-Exempt Entity）：免除事由 No. 19 に記載されている団体に財政支援を提供するため、または当該団体に対する統治権を保持するためにのみ運営される米国人法人で、米国民であるか合法的に永住権を認められた 1 人以上の米国人によってのみ実質的に保有または支配され、かつ、米国民であるか合法的に永住権を認められた 1 人以上の米国人から資金または収入の少なくとも過半を得ているもの。</p>   |
| 21 | <p>大規模事業者（Large Operating Company）：概要、以下をすべて満たす事業者。</p>  |

<sup>15</sup> プール型投資ビークルについては定義規定が置かれています。 [31 C.F.R. § 1010.380\(f\)\(7\)](#)。

|    |  |
|----|--|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 20名以上の米国の常勤従業員（26 C.F.R. § § 54.4980H-1(a), 54.4980H-3 の定義による。一般に、暦月において、雇用主のもとで週平均 30 時間以上就労する者をいう）を米国内（31 C.F.R. § 1010.100(hhh)の定義による）において雇用していること</li> <li>• 米国内の物理的な事業所で事業を行っていること<sup>16</sup></li> <li>• 前年度に米国で連邦所得税申告書または情報開示報告書を提出し、IRS Form 1120、連結 IRS Form 1120、IRS Form 1120-S、IRS Form 1065、またはその他の該当する IRS Form に、米国外からの総収入または売上を除いた総収入または売上（返品および引当金控除後）として、500 万ドルを超える総収入または売上を計上したこと。連結申告書を提出した U.S.C. § 26 1504 に規定される関連法人グループの一部である事業体については、該当する金額は当該グループの連結申告書に記載された金額とする。</li> </ul> |
| 22 | 特定の免除事業体の子会社（Subsidiary of Certain Exempt Entities）：免除事由 No. 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, または 21 に記載される 1 つ以上の事業体により、直接的または間接的に、その持分権が支配され、または完全に所有されている事業体。  |
| 23 | 非活動事業体（Inactive Entity）：2020 年 1 月 1 日以前に存在した事業体で、事業活動に従事しておらず、直接的か間接的か、全体的か部分的かを問わず、外国人によって所有されておらず、直前 12 か月間に所有者の変更がなく、直前 12 か月間に直接、または事業体や事業体の関連会社が利害関係を有する金融口座を通じて 1,000 ドルを超える金額の資金を送受信しておらず、かつ、米国内外を問わず、いかなる種類の資産（法人、有限責任会社、またはその他の類似の事業体の持分権を含む）も保有していないもの。   |

#### 4. BOI 報告の期限・方法

免除事由のいずれにも該当しない報告会社は、以下のとおり、BOI 報告として、初回報告（Initial Report）、更新報告（Updated Report）、訂正報告（Corrected Report）を行う必要があります。

##### (1) 初回報告の期限

各報告会社は、以下の期限に従い、初回の BOI 報告を行う必要があります<sup>17</sup>。なお、年次報告のような定期的な報告は義務付けられていません<sup>18</sup>。初回報告の内容については第 5 項で解説します。

- a. **2024 年 1 月 1 日より前（2023 年 12 月 31 日以前）に設立された国内報告会社、または外国報告会社になった事業体**：2025 年 1 月 1 日まで

<sup>16</sup> 「米国内の物理的な事業所で事業を行っている」の定義について、脚注 15 参照。

<sup>17</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(a\)\(1\)](#).

<sup>18</sup> FinCEN, [BOI Reporting Frequently Asked Questions](#) F.6. (Issued Nov. 16, 2023).

- b. **2024年1月1日以降、2025年1月1日より前（2024年12月31日以前）に設立された国内報告会社、または外国報告会社になった事業体**：設立が有効になった旨もしくは事業登録がされた旨の通知を受けた日、または、州務長官もしくは類似の機関が一般にアクセス可能な登録簿などを通じてその旨を最初に公告した日のいずれか早い方から90暦日以内
- c. **2025年1月1日以降に設立された国内報告会社、または外国報告会社になった事業体**：設立が有効になった旨もしくは事業登録がされた旨の通知を受けた日、または、州務長官もしくは類似の機関が一般にアクセス可能な登録簿などを通じてその旨を最初に公告した日のいずれか早い方から30暦日以内
- d. **免除事由の基準をみたさなくなった報告会社**：免除事由の基準をみたさなくなった日から30暦日以内

## (2) 更新報告の期限

各報告会社は、報告会社またはその実質的所有者に関して、**従前 FinCEN に提出した必要情報に変更が生じた場合**、変更が生じた日から30暦日以内に更新報告を行う必要があります。初回報告書の提出後に報告会社が免除事由の基準をみたした場合も、必要情報に関する変更とみなされ、更新報告が必要となります<sup>19</sup>。なお、会社申請者に関する必要情報に変更が生じた場合は、更新報告を行う必要はありません<sup>20</sup>。

## (3) 訂正報告の期限

従前の初回報告または更新報告について、**報告書が提出された時点で不正確であり、現在もなお不正確である場合**、報告会社は、不正確であることを認識した日または認識する理由が生じた日から30暦日以内に訂正報告を行う必要があります<sup>21 22</sup>。なお、更新報告と異なり、会社申請者に関する必要情報が不正確であった場合にも訂正報告を行う必要があります<sup>23</sup>。

---

<sup>19</sup> 本文に記載した場合の他、(i)死亡時に譲渡される財産権またはその他の権利により実質的所有者である個人が死亡した場合においてその遺産が確定したとき、(ii)報告会社が未成年者の親または法定後見人に関する情報を報告した場合において、必要情報に変更が生じ、未成年者が成年に達したとき、(iii)報告が義務付けられる本人確認書類の画像に記載される氏名・生年月日・住所・固有識別番号が変更されたときは、必要情報に変更が生じたものとみなされ、更新報告が必要となります。[31 C.F.R. § 1010.380\(a\)\(2\)](#)。

<sup>20</sup> FinCEN, [BOI Reporting Frequently Asked Questions](#) H.1. (Issued Sep. 18, 2023).

<sup>21</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(a\)\(3\)](#)。

<sup>22</sup> セーフ・ハーバーとして、不正確な報告書が提出された日から90日以内に訂正報告書が提出された場合には、BOI 報告要件への違反による民事罰または刑事罰（第7項参照）の対象となりません。ただし、例外として、不正確な報告書を提出した時点で、報告義務を免れる目的を有し、掲載される情報が不正確であることを知っていた場合には、罰則を免除されません。[31 U.S.C. § 5336\(h\)\(3\)\(C\)\(i\)\(I\)](#)。

<sup>23</sup> FinCEN, [BOI Reporting Frequently Asked Questions](#) I.1. (Issued Sep. 18, 2023).



#### (4) BOI 報告の方法

BOI 報告は、いずれも、FinCEN のウェブサイト ([www.fincen.gov/boi](http://www.fincen.gov/boi)) を通じて、オンラインで行われることとなります。BOI 報告を完了した報告会社には受領証が発行されます。

### 5. 初回報告の内容

#### (1) 報告会社、実質的所有者および会社申請者の情報

初回の BOI 報告には、報告会社に関する情報、ならびに当該報告会社の実質的所有者であるすべての個人および当該報告会社に係る会社申請者であるすべての個人に関する情報を掲載する必要があります。

**報告会社 (Reporting Company)** の定義は第 3 項において述べたとおりです。**実質的所有者**

**(Beneficial Owner)** とは、直接的または間接的に、報告会社を実質的に支配しているか、または報告会社の持分権の 25%以上を保有または支配している個人をいいます (判断枠組みは第 6 項を参照)<sup>24</sup>。**会社申請者 (Company Applicant)** とは、報告会社を設立または初回登録する書類を直接提出する個人、または複数の個人がその提出に関与している場合は、その提出について指示もしくは管理する主たる責任を負う個人をいいます<sup>25</sup>。

特例として、会社申請者に関する情報は、2024 年 1 月 1 日以降に設立または初回登録された報告会社に限り必要とされ、同日より前に設立または初回登録された報告会社についてはその旨を掲載すれば足りるものとされています<sup>26</sup>。

報告を要する情報の項目は、概要、以下のとおりです<sup>27</sup>。

#### <I. 報告会社に関する情報>

- a. 正式な名称 (Full Legal Name)
- b. 取引上の名称 (Trade Name) または屋号 ("Doing Business as" Name)

<sup>24</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)](#).

<sup>25</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(e\)](#).

<sup>26</sup> その他の特例として、第 3 項で解説した免除事由のいずれかに該当する免除事業体 (Exempt Entity) が報告会社に対する直接的または間接的な持分権を有し、または有する予定であり、個人が当該免除事業体に対して保有する持分権によってのみ報告会社の実施的所有者となる場合は、当該個人に関する情報に代えて当該免除事業体の名称を記載することができるとされています。また、免除事由 No. 18 に該当する報告会社が外国法の下で設立された場合 (外国プール型投資ビークル) については、BOI 報告義務は免除されないものの、実質的支配者 (複数の個人が実質的支配権を行使するときは戦略的経営について最大の権限を有する個人) に関する情報のみ記載すれば足りるものとされています。 [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(2\)](#).

<sup>27</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(1\)](#).

- c. 以下の完全な現在所在地 (Complete Current Address)
  - (i) 報告会社が米国内に主たる事務所を有する場合は当該主たる事務所の所在地
  - (ii) その他の場合は報告会社が事業を行っている米国内の主要な拠点の所在地
- d. 設立された州、部族または外国の管轄区域
- e. 外国の報告会社については、最初に登録した州または部族の管轄区域
- f. 内国歳入庁 (IRS) の納税者識別番号 (TIN) (雇用主識別番号 (EIN) を含む)、または、外国報告会社において TIN が発行されていない場合は、外国の管轄区域により発行された納税者識別番号およびその管轄区域の名称

## <II. 実質的所有者および会社申請者に関する情報>

- a. 正式な氏名 (Full Legal Name)
- b. 生年月日
- c. 以下の完全な現住所
  - (i) 会社申請者がその事業の過程で事業体を設立または登録する場合は事業上の住所
  - (ii) その他の場合は個人の居住地の住所 (米国内外を問わない)
- d. 以下のいずれかの本人確認書類 (期限内のもの) の固有識別番号、発行管轄区域、および画像
  - (i) 米国政府が発行したパスポート
  - (ii) 州、地方自治体またはインディアン部族が個人を識別するために発行した身分証明書
  - (iii) 州が発行した運転免許証
  - (iv) 上記(i)ないし(iii)のいずれも所持していない場合には、外国政府が発行したパスポート

## (2) FinCEN 識別子

**FinCEN 識別子 (FinCEN Identifier)** とは、FinCEN が BOI 報告要件の実施のために報告会社または個人 (実質的所有者または会社申請者) に対して割り当てる固有の識別番号をいいます。FinCEN 識別子の取得は必須ではありませんが、報告会社または個人が FinCEN 識別子を取得した場合、その後の BOI 報告では、上記(1)で述べた情報に代えて FinCEN 識別子を掲載することができます<sup>28</sup>。

<sup>28</sup> 個人が FinCEN 識別子を取得して報告会社に提供した場合、報告会社は、BOI 報告において、上記(1)II で述べた実質的所有者または会社申請者に関する情報に代えて、当該個人の FinCEN 識別子を掲載することができます。また、他の事業体が FinCEN 識別子を取得して報告会社に提供した場合に、ある個人が、当該事業体を通じて保有している報告会社の持分により当該報告会社の実質的所有者であるか、またはその可能性があるときであって、当該事業体と当該報告会社の実質的所有者が同一であるときは、上記(1)II で述べた実質的所有者に関する情報に代えて、当該事業体の FinCEN 識別子および正式な名称を記載することができます。 [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(4\)\(ii\)](#)。

報告会社は、初回の BOI 報告を行う際、またはそれ以降に申請書を提出することにより、FinCEN 識別子を取得することができます。個人は、上記(1)II で述べた情報を掲載した申請書を提出することにより、FinCEN 識別子を取得することができます<sup>29</sup>。

なお、FinCEN 識別子を取得した報告会社または個人は、従前 FinCEN 識別子の申請に当たり FinCEN に提出した必要情報に変更がある場合、またはかかる申請書が提出された時点で不正確であり、現在もなお不正確である場合には、第 4 項の(2)および(3)で述べた更新報告および訂正報告と同じ期限内に、それぞれ、更新または訂正された報告書または申請書を提出する必要があります<sup>30</sup>。

## 6. 実質的所有者の判断枠組み

第 4 項(1)で上述したとおり、**実質的所有者 (Beneficial Owner)** とは、直接的または間接的に、報告会社を**実質的に支配**しているか、または報告会社の**持分権の 25%以上を保有または支配**している個人をいいます。

### (1) 実質的な支配

個人が報告会社を**実質的に支配 (Substantial Control)** している場合に該当する場面として、以下のものが挙げられています<sup>31 32</sup>。

- a. 個人が報告会社の上級役員 (Senior Officer) を務めている場合<sup>33</sup>
- b. 個人が上級役員のいずれかまたは取締役会 (または類似の機関) の過半数の任命または解任に関する権限を有する場合
- c. 個人が報告会社による重要な意思決定を指揮し、決定し、またはそのような意思決定に対して重大な影響力を及ぼす場合<sup>34</sup>

<sup>29</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(4\)\(i\)](#).

<sup>30</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(b\)\(4\)\(iii\)](#). なお、脚注 23 と同様のセーフ・ハーバーが適用されます。

<sup>31</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(1\)\(i\)](#).

<sup>32</sup> 直接的・間接的な実質的支配について、信託または類似の取り決めの受託者として行動する場合を含め、概要、次のものを通じて行う場合が挙げられています。(i)取締役会の代表、(ii)議決権の過半数の保有もしくは支配、(iii)資金調達を取り決めや会社の持分に関する権利、(iv)報告会社を実質的に支配する中間事業体の支配、(v)報告会社のノミニーとして行動する個人もしくは法人との取り決め、財務関係、事業関係、または(vi)その他の契約、取り決め、合意、関係。[31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(1\)\(ii\)](#).

<sup>33</sup> 上級役員とは、社長、最高財務責任者、法務部門統括者、最高経営責任者、最高執行責任者、または役職名に関わらず、同様の機能を果たすその他の役員の地位にある、またはその権限を行使する個人をいうものと定義されています。[31 C.F.R. § 1010.380\(f\)\(8\)](#).

<sup>34</sup> 重要な意思決定の具体例として、(i)事業の性質・範囲・属性の変更、(ii)組織再編、解散、合併、(iii)大規模な支出・投資、株式発行、多額の債務の負担、運営予算の承認、(iv)事業ライン・ベンチャー・地理的焦点の選択・終

- d. 個人がその他の方法で報告会社を実質的に支配している場合

## (2) 持分権の25%以上の保有または支配

**持分権 (Ownership Interest)** は以下のものをいうものと定義されています<sup>35</sup>。

- a. 資本、株式、もしくは類似の証券、または、会社設立前発行証書もしくは設立前応募権、または、持分証券、合併事業の持分、もしくは事業信託の持分証書の譲渡可能な持分、議決権信託証書、もしくは預託証書
- b. 事業体の資本または利益の持分
- c. 有償か無償かに関わらず、上記 a もしくは b に記載された株式または証券への転換が可能な証券、または、そのような証券の将来の手段、または、債務として分類されているかに関わらず、そのような株式もしくは証券について購入、売却、もしくは引き受ける保証または権利
- d. 上記 a、b または c に記載された品目のいずれかを、拘束されずに売買するあらゆるプット、コール、ストラドル、またはその他のオプションもしくは特権（ただし、このようなオプションまたは特権が、報告会社の関与なく第三者によって設定または保有される場合を除く）
- e. 所有 (Ownership) を確立するために使用されるその他の証券、契約、取り決め、合意、関係、または仕組み

個人が直接的または間接的に保有または支配している**持分権の割合**は、発行済持分権の合計に対する割合として、以下のとおり計算されます。

- a. 個人の持分権は現在の時点で計算され、個人のオプションおよび類似の権利は行使されたものとして扱う。
- b. 資本持分または利益持分を発行している報告会社（連邦所得税法上パートナーシップとして扱われる事業体を含む）については、個人の持分権の割合は、その事業体の発行済の資本持分または利益持分の合計に対する個人の資本持分または利益持分の割合とする。
- c. 法人、連邦所得税法上法人として扱われる事業体、および株式を発行するその他の報告会社については、該当する割合は以下のうち大きい方とする。
  - (i) 個人のあらゆるクラスの持分権の議決権の合計の、あらゆるクラスの議決権付き持分権の発行済議決権総数に対する割合

---

了、(v)上級役員の報酬制度、インセンティブ制度、(vi)重要な契約の締結・解除・履行・不履行、(vii)重要なガバナンス文書の修正が挙げられています。 [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(1\)\(i\)\(C\)](#)。

<sup>35</sup> 直接的・間接的な持分権の保有・支配について、概要、以下のような契約、取り決め、合意、関係等を通じて行う場合が挙げられています。(i)当該持分権の不可分な持分の共同保有、(ii)ノミニー・仲介者・カスタディアン・代理人として行動する他の個人を介する場合、(iii)当該持分権を保有する信託または類似の取り決めに関し、受託者もしくは信託財産の処分権を有する個人、または収入・元本の唯一の受益者、もしくは実質的にすべての信託財産の分配要求・引き出しを行う権利を有する受益者の地位、(iv)信託を取り消しまたはその他の方法による信託財産の引き出しの権利を有する委託者・設定者の地位。 [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(2\)\(ii\)](#)。

- (ii) 個人の持分権の合計価額の、あらゆる持分権の発行済総価額に対する割合
- d. 事実または状況の下、上記 b または c に記載された計算を合理的な確実性をもって行うことができない場合は、報告会社のあらゆるクラスまたは種類の持分権の 25%以上を保有または支配するあらゆる個人は、報告会社の持分権の 25%以上を保有または支配するものとみなす。

### (3) 実質的所有者の例外

例外として、以下の個人は実質的所有者に該当しないものとされています<sup>36</sup>。

- a. 報告会社が設立または初回登録された州またはインディアン部族の法律に基づく定義により未成年である者（ただし、報告会社が、当該未成年者の親または法定後見人の必要な情報を報告する場合に限る）
- b. 他の個人に代わり、ノミニー、仲介者、カスタディアン、または代理人として行動する個人
- c. 報告会社の従業員であって、従業員としてのみ行動し、その実質的支配または経済的利益が従業員の雇用契約上の地位のみに由来する者
- d. 報告会社に対する唯一の利益が相続権を通じた将来の利益である者
- e. 報告会社の債権者<sup>37</sup>

## 7. 報告義務違反に対する罰則

FinCEN に対して、虚偽のもしくは不正な識別写真や書類を含む、虚偽のもしくは不正な BOI を故意に提供すること、もしくは提供しようとする事、または、FinCEN に対して、完全なもしくは最新の BOI を故意に報告しないことは、違法とされています。FinCEN に対する BOI 報告義務にも関わらず、報告会社が当該情報を報告しなかった場合、そのような義務違反を引き起こした者（報告会社に必要な情報を故意に提供しなかった実質的所有者または会社申請者も含まれます。）、またはその義務違反の時に上級役員であった者は、完全なまたは最新の BOI を報告しなかったものとして違法となります<sup>38</sup>。このような義務違反の主体には、個人、報告会社、またはその他の事業体が含まれており、個人と法人の両方が責任を問われる可能性があります<sup>39</sup>。

このような義務違反が生じた場合、(i)かかる義務違反が継続し、または改善されなかったときは、1日につき 500 ドルを超えない範囲で、米国に対する民事罰が課されることになり、また、(ii)1万

---

<sup>36</sup> [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(3\)](#).

<sup>37</sup> ここにいう債権者とは、報告会社が負担する債務、または支払を受ける権利の保全もしくは返済可能性を高めることを意図したローン条項またはその他の類似の権利など、所定の金額の支払に対する権利または利益のみを通じて、実質的支配者の定義に該当する個人をいうものとされています。 [31 C.F.R. § 1010.380\(d\)\(3\)\(v\)](#).

<sup>38</sup> 上級役員の定義について、脚注 34 参照。

<sup>39</sup> [31 U.S.C. § 5336\(h\)\(1\)](#), [31 C.F.R. § 1010.380\(g\)](#).



ドル以下の罰金、2年以下の禁固、もしくはその両方の刑事罰が課される可能性があります<sup>40</sup>。なお、グループ会社の親会社が当該グループを代表して BOI 報告を行う取扱いは認められていません<sup>41</sup>。

## 8. おわりに

以上を踏まえ、現に米国内で事業を行っている、または将来的に米国内で事業を行うことを予定している日本企業においては、CTA および関連する規則の発効に向けて準備を進める必要があります。具体的には、報告会社の定義および免除事由への該当性を確認の上、BOI 報告を行う必要がある場合は、期限までに不備のない報告書を提出できるよう、入念な準備が必要となります。

※免責事項：上記の内容は、一般的な説明にすぎません。具体的な状況に応じた法的助言または専門家意見として解釈しないようご注意ください。ご不明な点がございましたら、SGR 法律事務所までお問い合わせください。

- ・ 米国弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com
- ・ 米国弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com
- ・ 交換弁護士 白水真祐 m-shiromizu@miyake.gr.jp

(2023 年 12 月 21 日作成)

SGR 法律事務所

### **Smith, Gambrell & Russell 法律事務所:**

SGR 法律事務所は、1893 年に創設された創業 129 年のジョージア州アトランタ市発祥の米国総合法律事務所です。全米 9 カ所にオフィスを構え、約 300 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ 200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。 <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

<sup>40</sup> [31 U.S.C. § 5336\(h\)\(3\)\(A\)](#). セーフ・ハーバーによる罰則免除について、脚注 23 参照。

<sup>41</sup> FinCEN, [BOI Reporting Frequently Asked Questions](#) G.2. (Issued Sep. 29, 2023).



**小島 清顕 パートナー @Smith, Gambrell and Russell, LLP**

ロチェスター大学（NY州）で政治学・経済学を二重専攻し卒業。同時期にイーストマン音楽学校にてファゴットを学ぶ。学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽校に同時進学。JD取得後、2003年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士として執務。SGR法律事務所にてパートナー弁護士として在籍、Japan Practiceを立ち上げる。



**猪子 晶代 米国弁護士 @Smith, Gambrell and Russell, LLP**

東京外国語大学外国語学部卒、慶應義塾大学ロースクール修了。日本の弁護士資格（66期）を取得後、エモリー大学ロースクールのLL.M.を経て、現在はSGR法律事務所において、法人設立・維持、契約書のレビュー・交渉、M&A、雇用、環境法・ヘルスケア分野を始めとしたコンプライアンス、訴訟・紛争、ビザ等あらゆる案件で日本語によるサポートを提供している。



**白水 真祐 交換弁護士 @Smith, Gambrell and Russell, LLP**

福岡県大牟田市出身。2012年大阪大学法学部国際公共政策学科卒業、2015年京都大学法科大学院修了。2017年に弁護士登録。弁護士法人三宅法律事務所にて執務し、会社法関連各種業務の他、金融法務、人事労務、ビジネスと人権等を主たる業務分野として対応。2023年米国バージニア大学ロースクール（LL.M.）修了。同年10月よりSGR法律事務所にて交換弁護士として執務。主要著作として『金融機関の法務対策 6000講』（共著 金融財政事情研究会、2022年）。